

5年保存

基 発 第 0 1 1 5 0 0 2 号
平 成 1 9 年 1 月 1 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「地域産業保健センター事業委託要綱」等の改正について

標記委託事業について、今般、別添1のとおり「地域産業保健センター事業実施要綱」（東京、神奈川、愛知及び大阪の各労働局については別添1-1, その他の労働局については別添1-2)を改正し、併せて別添2のとおり「地域産業保健センター事業委託要綱」を改正することとしたので、了知のうえ、遺漏のないように取り計らい願いたい。

平成19年度以降については、本件改正による両要綱に基づき運用されるよう取り扱い願いたい。

なお、平成17年3月31日付け基発第0331020号「地域産業保健センター事業委託要綱等の改正について」及び平成18年3月31日付け基発第0331035号「地域産業保健センター事業実施要綱の改正について」は廃止することとする。

地域産業保健センター事業実施要綱

1 目的

産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）にあっては、経営基盤が脆弱であること等の理由により、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスを労働者に提供することが困難な状況にある。

このため、小規模事業場に働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターを設けるものとする。

2 実施方法

本事業は、産業保健に精通した団体に委託して実施する。

なお、委託先の選定に当たっては、公募により一定の資格を有する団体に委託することとし、適合者が複数の場合は、企画競争により受託者を決定するものとする。

3 事業の対象

原則として、小規模事業場の事業者及び労働者とする。

4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1) 健康相談窓口の設置

医師等が事業者及び労働者からの健康相談に応じる窓口を開設する。

(2) 個別訪問産業保健指導の実施

医師等が事業場を個別に訪問し、健康管理等に関して指導、助言を行う。

(3) 産業保健情報の提供

認定産業医、産業医となることを希望する医師、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の名簿を作成し、閲覧に供する。

(4) 地域産業保健センター運営協議会の設置

地域産業保健センターの業務を円滑に推進するため、地域産業保健センター運営協議会を設置する。

(5) 説明会の開催

地域産業保健センターの設置及び業務を広報するため、説明会を開催する。

(6) 地域産業保健問題協議会の設置

地域産業保健センター事業の効率的な推進を図るため、地域産業保健問題協議会を設置し、産業保健対策に係る問題点や対応策等について検討を行う。

(7) 医師による面接指導の実施

医師が労働者に対し過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルスに係る面接を行い、必要に応じて事業者、人事労務管理者に対する指導・助言を行う。

(8) 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援

地域産業保健センターが主体となって、精神科医、保健師、カウンセラー等を講師とした、メンタルヘルスケアに係るセミナーを実施すると共にセミナー参加者の中で、希望する者に対し、精神科医、保健師、カウンセラー等が個別相談に応じ、その相談内容に応じ、専門医の紹介などを行う。

(9) 都市部の医療機関等における相談窓口の設置

都市部の地域産業保健センターにおいては、事業場の身近な医療機関等においても容易に相談や面接指導を受けられるよう、地域の医療機関等で相談窓口や面接・指導等を実施できる体制の強化を図る。

上記事業のうち、(6)及び(8)については、それぞれ都道府県労働局長が指定する特定の地域産業保健センターにおいて実施することとする。

また、(9)については、都道府県労働局長が指定する特定の地域の地域産業保健センターにおいて実施することとする。

5 事業の実施計画

受託者は、事業の実施内容及び時期に関する実施計画を策定するものとする。

6 事業の報告

受託者は、事業の終了後、事業を実施した内容及び時期を都道府県労働局長に報告するものとする。

7 その他

本事業の実施に当たって、受託者は、都道府県労働局及び労働基準監督署と十分な連携を取ることとする。

地域産業保健センター事業実施要綱

1 目的

産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）にあっては、経営基盤が脆弱であること等の理由により、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスを労働者に提供することが困難な状況にある。

このため、小規模事業場に働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターを設けるものとする。

2 実施方法

本事業は、産業保健に精通した団体に委託して実施する。

なお、委託先の選定に当たっては、公募により一定の資格を有する団体に委託することとし、適合者が複数の場合は、企画競争により受託者を決定するものとする。

3 事業の対象

原則として、小規模事業場の事業者及び労働者とする。

4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1) 健康相談窓口の設置

医師等が事業者及び労働者からの健康相談に応じる窓口を開設する。

(2) 個別訪問産業保健指導の実施

医師等が事業場を個別に訪問し、健康管理等に関して指導、助言を行う。

(3) 産業保健情報の提供

認定産業医、産業医となることを希望する医師、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の名簿を作成し、閲覧に供する。

(4) 地域産業保健センター運営協議会の設置

地域産業保健センターの業務を円滑に推進するため、地域産業保健センター運営協議会を設置する。

(5) 説明会の開催

地域産業保健センターの設置及び業務を広報するため、説明会を開催する。

(6) 地域産業保健問題協議会の設置

地域産業保健センター事業の効率的な推進を図るため、地域産業保健問題協議会を設置し、産業保健対策に係る問題点や対応策等について検討を行う。

(7) 医師による面接指導の実施

医師が労働者に対し過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルスに係る面接を行い、必要に応じて事業者、人事労務管理者に対する指導・助言を行う。

(8) 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援

地域産業保健センターが主体となって、精神科医、保健師、カウンセラー等を講師とした、メンタルヘルスケアに係るセミナーを実施すると共にセミナー参加者の中で、希望する者に対し、精神科医、保健師、カウンセラー等が個別相談に応じ、その相談内容に応じ、専門医の紹介などを行う。

上記事業のうち、(6)及び(8)については、それぞれ都道府県労働局長が指定する特定の地域産業保健センターにおいて実施することとする。

5 事業の実施計画

受託者は、事業の実施内容及び時期に関する実施計画を策定するものとする。

6 事業の報告

受託者は、事業の終了後、事業を実施した内容及び時期を都道府県労働局長に報告するものとする。

7 その他

本事業の実施に当たって、受託者は、都道府県労働局及び労働基準監督署と十分な連携を取ることとする。

地域産業保健センター事業委託要綱

地域産業保健センター事業（以下「事業」という。）については、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 本委託事業は、地域産業保健センターを整備することにより労働者50人未満の事業場における労働衛生の向上を図ることを目的とする。

（委託の公募）

第2条 事業は、都道府県労働局長（以下「委託者」という。）が、事業に必要な特定の技術等その他必要事項を明記の上、受託を希望する者の公募を行い、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかになった場合は、その者に委託して実施するものとし、委託者は、事業の内容その他必要事項を明記の上、この要綱を添えて、委託事業実施計画書（様式1号）を委託者が定める日までにその者に提出させる。

2 公募を行った結果、示した要件を満たす者の応募が複数あった場合には、委託者は、事業の内容その他必要事項を明記の上、この要綱を添えて、委託事業実施計画書を提出させ、事業実施について最適と認める者に委託して実施する。

（委託事業実施計画書の審査）

第3条 委託者は、前条第1項の場合は、提出された委託事業実施計画書が第1条に定める委託事業の目的に照らし適当であると認めるときは、支出負担行為担当官都道府県労働局総務部長（以下「支出負担行為担当官」という。）にその旨通知するものとする。

2 委託者は、前条第2項の場合は、都道府県労働局内に選定委員会を設置し、提出された委託事業実施計画書について審査を行わせ、最適と認める者を選定し、支出負担行為担当官にその旨通知するものとする。

（契約）

第4条 支出負担行為担当官は、前条の規定による通知を受けた場合、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、事業委託契約書（様式2号）により第2条第1項又は前条第2項に係る者（以下「受託者」という。）と契約を締結するものとする。

（事業実施計画の変更）

第5条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託事業変更通知書（様式第3号）により、その旨を支出負担行為担当官及び受託者に通知するものとする。

- (1) 委託事業の内容を変更する場合
- (2) 国の予算額に変更があった場合

別添 2

- 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、委託事業実施計画変更承認申請書（様式 4 号）を委託者を經由して支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 委託事業実施計画書に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - (2) 委託対象経費の配分を変更する場合（消費税を除く委託対象経費区分相互間において、それぞれ配分額のいずれか低い額の 20%以内の配分の変更を除く。）
- 3 委託者は、受託者から提出された委託事業実施計画変更承認申請書について、これを承認するときは、支出負担行為担当官に通知するものとする。
- 4 支出負担行為担当官は、前項の通知を受け事業の目的に照らし適当と認めるときは、変更委託契約書（様式 5 号）により契約の変更を行うものとする。
- 5 受託者は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式 6 号）を委託者を經由して支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

（実施状況報告書）

第 6 条 委託者は、委託事業の実施状況を把握するため必要があると認めたときは受託者に対し、委託事業実施状況報告書（様式 7 号）の提出を求めることができるものとする。

（実施結果報告書）

第 7 条 受託者は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了したときは、委託事業終了の日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書（様式 8 号）を委託者を經由して支出負担行為担当官に提出するものとする。

（委託費の精算等）

- 第 8 条 受託者は、委託事業が完了したときは、委託事業終了（中止又は廃止を含む。）の日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに委託事業費精算報告書（様式 9 号）を委託者を經由して支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- 2 支出負担行為担当官は、前項の委託事業費精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは委託費の額を確定し、確定通知書（様式第 10 号）により委託者を經由して受託者に通知するものとする。
 - 3 受託者は、受託金額の確定通知を受けたときは、委託事業費支払請求書（様式第 11 号）を作成し、官署支出官である都道府県労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。ただし、委託者が必要と認めた場合に限り、四半期ごとに受託者の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払いすることができる。
 - 4 官署支出官は、前項の請求書を受理した日から起算して 30 日以内に受託者に支払うものとする。
 - 5 委託費の額の確定は、委託事業に要した額又は事業委託契約書の委託金額のいずれか低い額をもって行う。
-

別添 2

(委託費の経理)

第9条 受託者は、委託事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して委託事業の収入額及び支出額を記載し、委託事業費の使途を明らかにしておかなければならない。

(委託の取消)

第10条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支出負担行為担当官の承認を受けて委託事業の遂行の全部若しくは一部の停止を命じ、又は委託を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による契約に反したとき
- (2) 委託事業を遂行することが困難になったとき

(権利の帰属)

第11条 委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権等は、委託者に帰属するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 受託者は、委託事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 受託者は委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は価格の効用が50万円以上の財産（その取得後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を基礎として算出した期間を経過したものを除く）については、支出負担行為担当官の承認を得なければ処分してはならない。

この場合において、支出負担行為担当官の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

3 委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、支出負担行為担当官が指定するものについては、委託事業が終了したとき（委託事業を中止又は廃止したときを含む。）に、これを委託者に返還するものとする。

(書類の備付け及び保存)

第13条 受託者は、委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係わる書類等を国の会計及び物品に関する規定に準じて整備するものとする。

2 公益法人（民法第34条に基づいて設立され、法人格を付与される社団法人又は財団法人）は、この委託事業に係る支出明細書を補助金等支出明細書（様式12号）により作成し、国からの補助金全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに支出負担行為担当官に報告するものとする。

別添 2

3 受託者は、前二項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（守秘義務）

第14条 受託者は、委託事業に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（個人情報の管理）

第15条 受託者は、個人情報の保護に関する法律等の適用を受けるものであり、この契約により保有した個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（一括再委託の禁止）

第16条 受託者は契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して再委託することを禁止する。

（再委託の制限）

第17条 受託者は、受託業務の一部を第三者に対して委託し、又は請負わせるときは、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。

（監査）

第18条 委託者は、必要と認めるときは受託者に対し、自ら又はその指定する所属職員をして、関係書類の提出を求め、若しくは求めさせ、又は監査し若しくは監査させることができる。

（その他）

第19条 この要領に定めのない事項については、その都度委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。